

# 八王子市グリーン調達方針

# 八王子市グリーン調達方針

## 1. 趣旨

グリーン調達とは、購入の必要性を十分に考え、できるだけ環境への負荷が少ない製品やサービスを調達することです。

この方針は、八王子市の地球温暖化対策実行計画である八王子市エコアクションプラン及び国等による環境物品の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき、本市における環境負荷の少ない物品および役務(以下「環境物品等」という。)の優先的な購入及び借上(以下「調達」という。)を推進するにあたり、基本的事項を定めたものです。

## 2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が行う物品等の調達とします。(レンタル、リースを含む。)

## 3. 基本的な考え方

私たちは、日常生活や事務事業活動などの経済活動において、地球の貴重な財産である資源やエネルギーを消費していることを認識し、次の基本原則に基づき、調達の目的に支障のない範囲で、環境負荷の少ない物品等の調達に努めます。

### 基本原則

#### (1) 購入の必要性の検討

1. 物品等の購入に当たっては、事前に購入の必要性を十分に検討すること。
2. 必要と判断した場合、適正量を十分に検討し、購入総量をできるだけ抑制すること。

#### (2) 調達する物品等の選定

1. 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
2. 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
3. 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
4. 長期使用ができること。
5. 再使用が可能であること。
6. リサイクルが可能であること。
7. 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
8. 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。
9. 包装等が過剰でないこと。

### **(3)物品等の使用**

1. 適正な管理を行い、機能、効果が生かせるよう長期使用の徹底に努めること。
2. 分別廃棄などを徹底し、環境負荷の低減が確実に行われるようにすること。

## **4. 調達目標の設定**

- (1) グリーン調達を計画的に推進するため、毎年度、「グリーン調達重点品目及び調達目標」を策定します。
- (2) 「グリーン調達重点品目及び調達目標」には、次の事項を定めます。
  1. 重点品目(重点的に調達を推進すべき物品等の種類)
  2. 判断基準(重点品目に該当する物品等における選択のための基準)
  3. 調達目標(重点品目の年間調達目標)
  4. 配慮事項(2.の判断基準のほか、さらに配慮することが望ましい事項)
- (3) 新製品や新技術の開発、普及により、「グリーン調達重点品目及び調達目標」に変更が必要な場合は改定します。

## **5. 物品等調達の原則**

- (1) 「重点品目」に指定されている品目の商品を調達するときは、入札条件に明示するなどの方法により、原則として、「判断基準」を満たす商品の中から調達するものとします。
- (2) 「重点品目」以外の品目の商品を調達する際にも、できるだけ環境負荷が少ないと判断される商品を選定するものとします。
- (3) 物品購入契約担当者は、用品及び単価契約事務用品の選定の際に、上記の環境負荷の少ない商品を指定するものとします。

## **6. 推進体制**

庁内におけるグリーン調達の取り組みの確実な推進を図るために、八王子市庁内環境調整委員会が進行管理を行い、実績を把握し、公表します。

## **7. 方針の見直し**

この方針は、物品等の開発状況等に応じて見直しを行います。

## **8. 方針及び購入実績の公表**

- (1) この方針は、市のホームページ等を通じて公表します。
- (2) 環境物品等の調達実績は、毎年度、市のホームページ等を通じて公表します。

## **9. 施行時期**

この方針は、平成 17 年 4 月 1 日より施行します。